

動物の 遺棄・虐待は 犯罪です。

罰則が強化されました。 ※令和2年6月1日から

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または100万円以下の罰金



動物虐待を見たり、聞いたら、
最寄りの警察署へ通報を！
(緊急の際は110番通報を)

